

30農振第772号
観産第142号
平成30年6月5日

〔各地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長〕 殿

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長

観光庁観光産業課長

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律及び住宅宿泊事業法
を活用した農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進について

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、「日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ『農泊』を推進」することとされたことを受けて、農林水産省及び観光庁は連携し、農山漁村滞在型旅行（以下「農泊」という。）を推進しているところです。

農泊の推進にあたって、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号。以下「余暇法」という。）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業は、農山漁村地域で不足している宿泊施設や農作業体験等の「コト消費」を提供するものとして、その重要性は益々高まっているものと認識しています。

今般、平成29年6月16日に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が公布され、平成30年6月15日より施行されることに伴って、農林漁業体験民宿業を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）が、同法第3条1項の届出をした場合も、余暇法第16条第1項に規定する登録実施機関の登録を受けることができることとなりました。また、農林漁業体験民宿業者であって、住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者又は住宅宿泊事業法第2条第10項に規定する住宅宿泊仲介業者に対して、宿泊者に対する宿泊サービスの提供に係る契約の締結の代理等を委託できることとなります。

これらの制度を活用することによって、国内外の観光客に対して農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設の情報を提供する機会が増大し、農泊のより一層の推進が図られるものと考えられることから、貴局管下の農山漁村振興交付金のうち農泊推進対策を活用する事業者に対して、農林漁業体験民宿業者の登録制度及び住宅宿泊仲介業者の積極的な活用を周知いただきますようお願いいたします。

また、貴局管下の都道府県及び関係市町村に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

30農振第772号
観産第142号
平成30年6月5日

各都道府県住宅宿泊事業主管部局長
各保健所設置市住宅宿泊事業主管部局長 殿
各特別区住宅宿泊事業主管部局長

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長

観光庁観光産業課長

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律及び住宅宿泊事業法
を活用した農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進について

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、「日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ『農泊』を推進」することとされたことを受けて、農林水産省及び観光庁は連携し、農山漁村滞在型旅行（以下「農泊」という。）を推進しているところです。

農泊の推進にあたって、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号。以下「余暇法」という。）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業は、農山漁村地域で不足している宿泊施設や農作業体験等の「コト消費」を提供するものとして、その重要性は益々高まっているものと認識しています。

今般、平成29年6月16日に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が公布され、平成30年6月15日より施行されることに伴って、農林漁業体験民宿業を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）が、同法第3条1項の届出をした場合も、余暇法第16条第1項に規定する登録実施機関の登録を受けることができることとなりました。また、農林漁業体験民宿業者であって、住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者又は住宅宿泊事業法第2条第10項に規定する住宅宿泊仲介業者に対して、宿泊者に対する宿泊サービスの提供に係る契約の締結の代理等を委託できることとなります。

これらの制度を活用することによって、国内外の観光客に対して農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設の情報を提供する機会が増大し、農泊のより一層の推進が図られるものと考えられることから、住宅宿泊事業者等に対して、農林漁業体験民宿業者の登録制度及び住宅宿泊仲介業者の積極的な活用を周知いただきますようお願いいたします。